

平成28年第8回（定例）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成28年4月21日午後3時

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2

出席委員

藤井委員長、衣笠委員、山名委員、吉田委員、圓尾教育長

出席事務局職員

大西教育部長、木村教育推進室長、瀧野学校教育室長、
都筑教育推進室教育総務課長、岡田教育推進室生涯学習課長、
駒井学校教育室学校教育課長、北野学校教育室学務課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則について）
- 2 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について）
- 3 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則について）
- 4 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部を改正する規程について）
- 5 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程について）
- 6 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（視聴覚ライブラリー機材、教材の使用に関する規程の一部を改正する規程について）
- 7 高砂市立幼稚園の障がい加配教諭に係る設置要綱の改正について
- 8 高砂市立学校評議員に係る設置要綱の改正について
- 9 高砂市立学校等教育用コンピュータシステム評価審査委員会設置要綱について
- 10 高砂市中心身障害児就学指導委員会条例施行規則の改正について

協議事項

- 1 平成28年度高砂市奨学金の所得基準等について
- 2 高砂市奨学金支給申請について（平成28年度）
- 3 平成28年度高砂市就学援助の認定基準について
- 4 高砂市中学校給食の実施に向けた検討について（案）

報告事項

- 1 平成27年度高砂市奨学金受給者の進路状況について
- 2 全国学力・学習状況調査の実施について
- 3 組体操について
- 4 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

その他

- 1 5月行事予定について

議 事 議案第 1 号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則について）

○事務局 （議案第 1 号について説明）

○委員長 これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事 議案第 2 号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について）

○事務局 （議案第 2 号について説明）

○委員長 これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事 議案第 3 号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則について）

○事務局 （議案第 3 号について説明）

○委員長 これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事 議案第 4 号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部を改正する規程について）

○事務局 （議案第 4 号について説明）

○委員長 これについてはどうですか。

主任教諭及び主任という位置づけは出てこないんですか。

○事務局 主任、それから主任教諭は、もちろん職位としてはあります。ただ、係長と主任とは明確に分けるという考え方で、この条を削ろうとするものです。

○藤井委員長 ほかに意見ありますか。

異議がありませんので、承認します。

議 事 議案第 5 号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（高砂市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程について）

○事務局 （議案第 5 号について説明）

○委員長 これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事 議案第 6 号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて（視聴覚ライブラリー機材、教材の使用に関する規程の一部を改正する規程について）

○事務局 （議案第 6 号について説明）

○委員長 これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事 議案第 7 号 高砂市立幼稚園の障がい加配教諭に係る設置要綱の改正について

○事務局 （議案第 7 号について説明）

○委員長 いいですか。

○委員 A 教諭免許を更新してなくても過去に教諭免許を取ったことがある人がこれに当たるわけですか。免許が失効しているが、経験があるというだけですよね。

○事務局 臨時職員の確保に関して、以前、免許を持っていたが、家庭に入り、更新せずに免許失効になったという経験者の方もいらっしゃるもので、第 2 号に書いてますが、そういう方に、次の段階としてお願いをしたいということで、改正をお願いしています。

○委員 A 厳密に言うと、経験の有無ではなく、その時点では教諭の免許を持ってない方をお願いするということになりますね。それは実際に法律上許される範囲なのか。

○事務局 これに関しては、本来、そのクラスには幼稚園教諭の資格を持った先生に指導していただくという中で、今回の幼稚園の障がい加配の考え方としては、小学校の介助員と同じような形で、心身が不自由な園児に対してのフォローとして、実際の教育はクラス担任が行うという考え方です。ただ、従来の考え方で、こちらは有資格者を採用したいということは今後も変わっていません。どうしても確保できない場合、障がいを持った園児に対して毎日のフォ

ローがクラス担任にかかってきますので、園の希望もあり、そういう人を確保し、園運営には支障がないようにしたいという考え方です。

- 委員長　この議案第7号については、表現方法あるいは教諭免許の有無等々ありますので、保留にしますのもうちょっと中身を煮詰めてください。

議 事　議案第8号　高砂市立学校評議員に係る設置要綱の改正について

- 事務局　（議案第8号について説明）
○委員長　これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事　議案第9号　高砂市立学校等教育用コンピュータシステム評価審査委員会設置要綱について

- 事務局　（議案第9号について説明）
○委員長　どうですか。意見はありませんか。
○委員B　委員会を設置される以前はどんなふうに業者を選定してたんですか。
○事務局　5年間のリース契約で、その前は入札による方式で決定していました。
○委員A　業者のデータの利用あるいは転用はきちんとした形で表明されて、それを審査の対象にしているんですか。
○事務局　第2条の評価審査委員会のメンバーの中に情報政策課長等を入れていまして、その点でアドバイス、評価をしていただけたらと考えていますし、会社の中でこういう形の提案ができるものという条件の中で法令遵守による守秘義務を守ってもらえるというところも提案書の中の条件として出しているのです。そういう形でチェックしていきたいと考えています。
情報政策課と連携をして、仕様書の中に十分反映させて審査を行っていくという形をとっています。
○委員長　これについてはどうですか。意見ありますか。
異議がありませんので、承認します。

議 事　議案第10号　高砂市心身障害児就学指導委員会条例施行規則の改正について

- 事務局　（議案第10号について説明）
○委員長　これはどうでしょうか。

中央こども家庭センターの方がいないと難しいんですか。

○委員A できれば来ていただきたいと思います。専門的な知識を持っていらっしゃると思いますので。

○事務局 中央こども家庭センターの所長にお願いしたのですが、全県の方針ということで辞退したいとのことでした。

○委員長 県のほうからは出さないということですので、そのほかの教員の増等々について、またご検討ください。

議 事 協議事項1 平成28年度高砂市奨学金の所得基準等について

○事務局 (協議事項1について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

異議ありませんので、この基準で行っていただきます。

議 事 協議事項2 高砂市奨学金支給申請について(平成28年度)

○事務局 (協議事項2について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

異議なければ次に行きます。

議 事 協議事項3 平成28年度高砂市就学援助の認定基準について

○事務局 (協議事項3について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

異議なければ次に行きます。

議 事 報告事項1 平成27年度高砂市奨学金受給者の進路状況について

○事務局 (報告事項1について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

異議なければ次に行きます。

議 事 協議事項 4 高砂市中学校給食の実施に向けた検討について (案)

- 事務局 (協議事項 4 について説明)
- 委員長 これについてはどうですか。
- 委員 A センター方式だったら高砂中学校はどうするんですか。
- 事務局 高砂中学校は、高砂小学校を改造し、給食室の設備も増設し、高中のほうに運んでいるので、当分の間、高砂小学校で調理し、センター方式では、残る 5 校の調理をしていきたいと考えています。
- 委員長 ほかにありますか。
- 私は、自校よりも給食センターのほうが効率的だし、スタートが一遍にできるのでいいんじゃないかと思う。ただ、場所が、学校の中は窮屈だし、においとか、交通量、トラックが入るとか、やっぱりどこか幹線沿いのほうがいいんじゃないかなという気がする。今のところ、学校の中でというのは、私はもうひとつ進めたくはないと思うが、いかがですか。
- 委員 C 竜山中学校のところに 2 カ所、ありますけど、これは 2 カ所に分割すると。
- 事務局 竜山の 2 カ所に関しては、給食センターを学校敷地内に建てるに当たり、普通教室棟の北側と、あと、武道場の北側、2 カ所の候補地があるという形の位置図です。
- 委員 C 運動場はすごい砂ぼこりなんですよね。そういう場所で食べ物の調理というのはどうなのかなというのが気になります。
- 事務局 確かにどこのグラウンドも、砂ぼこりは確かにありますが、まちづくり部の職員とも現場へ行って、このあたりではということで見るときには、今の建設条件でかなりの防塵というのは可能なのではないかと。できるだけ場所、位置については竜山中学校のグラウンド内でも一番よいと思われる場所で、できる限り防塵されたセンターを建設していこうとは考えています。
- 委員 A センター方式では、建物そのものは工場扱いになるということだが、校庭内に建築するのは可能なのか。
- 事務局 去年の10月にまちづくり部が、開発許可の考え方として、東播磨県民局に確認に行っています。これに関しては可能だという形です。この給食センターを竜山中学校の一部とする場合、都市計画上どのような制限がかかってくるのか相談をさせていただき、そのときは、都市計画法第29条第1項第3号に基づいて、公益上必要な建築物として開発許可可能だという形で、手続はいろいろあるが建てられるという回答をもらっています。
- 委員 A 校庭内に建てるのには私も反対で、できれば別の建物をつくってあげたほうがいいのではないかと。既存の運動場の中に、普通教室の横に建つというのは、あまりにも環境を無視しているような気がします。

- 委員長 自校方式か給食センター方式かで大きく変化するが、やっぱり給食の一本化で1回でスタートできるし、学校の敷地の中に給食の用地があまりないというところを考えれば、自校方式よりもセンター方式のほうがいいのではと思うが、どうですか。
- 委員C こうやって条件を見ると、センター方式がいいのかなとは思いますが、センター方式で1つだけ心配なのは、そこの調理で何か問題が起きたときに全校が食べられなくなるということがありますよね。その対策がちゃんととってあればいいと思います。
- 事務局 唯一センター方式の課題というのが、他市でも発生していますが、1カ所センターに問題があって、食中毒、異物混入があれば対象が広がるというのは、避けられないことです。ただ、当然、衛生管理等に関しても十分に力を入れ、ドライ方式、また最新の設備を入れてこれから建てていくので、より衛生的に、そういうことがないように対策を講じたいと考えています。
- 委員長 近隣の市の状況は自校式が多いのか、給食センター式が多いのかどうですか。
- 事務局 明石、加古川、姫路、全てセンター方式で、明石はもう着工にかかり、加古川も2カ所、候補地を決めて、来年度から設計にかかっていくと。32年と34年に半分ずつぐらいに分けて給食の提供を始める計画です。姫路市もセンター方式です。近隣市で新たに中学校給食の検討をしている市は、自校方式を採用するという事は聞いていません。
- 委員長 近隣市が早くに給食提供になるので、逆算すれば、高砂市も来年ぐらいからそろそろかからないといけませんね。
- 委員A センター方式は、最小何校から最大何校ぐらいまででやってるのか。今度5校でセンターということだけど、ほかのところは大体、5校で1個なのか、10校で1個でやっているのか、学校の距離的なものもあるだろうと思いますけど。
- 委員C 私が中学生のときに、小学校7校分をセンターでつくるということで、場所がないので、通っていた中学校の一部に小学校の給食センターをつくったんですが、車の出入りも非常に頻繁で、そこへ中学生がのぞきに行ったりするようなこともあり、いろいろトラブルがあるので、その1カ所を中学校外にフェンスで区切ったら、もう学校はあまりかわりなくいけたので、もし学校内にするのなら、そういうふうにする方法もあるのかなと思います。
- 委員長 それでは、きょうは、センターか、自校方式か、その結論だけ出してもらいたい。ほかに意見がありますか。
- 委員A 自校方式でやるとしたら、予想の自校方式の部屋の大きさは全部400平米と書いてあるが、実際には314人のところもあれば、662人のところもあるのに、大きさは一緒でいいんですか。
- 委員長 400平米で400食から600食ぐらいまでがカバーできるということですか。

- 事務局 この図面上に描いている自校方式の20メートル掛ける20メートルの400平方メートルという形で全校とも統一していますが、こちらのほうは、これだけの面積が確保できれば十分だという形で、若干、学校の生徒数によっても面積の大小は出てくると考えています。
- 委員長 ほかにご意見、どうですか。
- 親子方式のほうは論外ですか。それなら、給食センターになりますかね。
- 事務局 中中親子方式なら、給食センターを2つつくるという考え方になります。
- 委員B 県外では、センターのものを自校方式に変えている自治体もありますよね。安全安心の面でも、温かいものをとというふうに考えたときに自校方式もいいなと思うので、そのあたりも考慮して。
- 市内の、例えば中筋の市営住宅であるとか、そういうところに建つならセンターもいいかなと思う。どちらということは、場所的なことも考えながら進めていくのがいいかなと思う。
- 事務局 確かに、提言を尊重しつつやっていくという基本方針で進める中で、どうしても松陽中学校及び宝殿中学校に関しては、ただでさえ狭いグラウンドの中にそういう敷地しか確保できないということが判明しました。よって、ほかの学校は自校方式ができて、その学校はどうするのという課題が残っています。場所とセットというふうな考えもあるかと思いますが、ただ、どうしてもそういう敷地内でスペースの問題、課題がある学校があり、全校自校方式にはできないということをご理解願いたいと思います。
- 委員長 提言のときには自校式ということまで考えてなかったのですか。
- 事務局 はい。26年の段階では、実際、敷地の地図に落としてどこに建てるかというところの検討まで至っていませんでした。
- 委員B 今、お話を聞いていて、やっぱりセンター方式でしかないかなという気がするのと、センターでどこにとなったときに、できたら学校外がいいと思うが、ここの7つの候補地を見ていたら、鹿島中の、テニスコートの2面というのは、以前、池だったところを埋めたところですよ。だから、学校の外というイメージができます。ただ、進入路が問題になっていると思うので、そこさえクリアできたら鹿島かなと私は思います。
- 委員A せっかく建物をつくるなら、給食センターも20年、30年と動かすんだから、やはり今の金銭的な制約とか場所的な制約で間に合わせる形の建物はだめだと思う。必要なときはやはり必要なお金をかけて、真剣に子供の健康のこととか、いろんなことを考えてつくったんだなという評価を得られるような建物を残していかないといけないと思う。今、現実的な財政上の問題で、予算がないから、適当な土地がないから、学校の校庭内に子供の運動場を潰してまで建てるか、そういう考えは1回改めたほうがいいんじゃないかなと思う。

- 委員長 多目に見て3,000平米だけど、実質は従業員の車であるとか、そういうスペースを考えれば、もう少し要るだろうし、それだけ確保したら土地代は幾らぐらいかかるんですか。
- 事務局 センターの場合、敷地面積が2,000から3,000平方メートルというところで、土地代といっても建てる場所によって価格が異なりますが、一応、調整区域とした場合においては、これはあくまでも試算ですけれども、1億700万強の経費はかかってくるかと考えています。
- それに伴って、土地の買収となったら年単位で時間がかかるという中で、実際に給食が提供できる時期がおくれるのは避けられないと考えています。
- 委員長 逆算すれば、いつぐらいに用地取得して、次に設計、建設をすればいいか。
- 事務局 用地取得だけで最低2年、そこからの設計になります。
- こういう大きな施策ですので、また5月の総合教育会議で議題としたいと市長もおっしゃっています。それまでに委員さんがおっしゃっているような資料等もそろえて、再度、時間をとっていただきたいと思います。
- 委員長 きょうは結論が出ませんので、ご指摘ありました資料をそろえていただいて、また話をさせていただきます。

議 事 報告事項2 全国学力・学習状況調査の実施について

- 事務局 (報告事項2について説明)
- 委員長 これについてはよろしいですか。
- 異議なければ次に行きます。

議 事 報告事項3 組体操について

- 事務局 (報告事項2について説明)
- 委員A 今までの段数と、今後何段ぐらいまでに制限しようかと決めてるのか、決めてないのか、校長の判断はどうか、教えてください。
- 事務局 段数等についての制限は設けていません。これまでも各学校で安全面を最優先に考えて実施しています。今後も、組体操を実施する狙いを明確にすること、実施については全教職員で共通理解を図ること、児童生徒の実態に合った内容を組んでいくこと、そして、安全に演技ができるできるだけ詳細な指導計画を作成して指導に当たるといふことをお願いしています。

議 事 報告事項 4 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

- 事務局 (報告事項 4 について説明)
- 委員長 これについてはよろしいですか。
異議なければ次に行きます。

議 事 その他 5 月行事予定について

- 事務局 (その他について説明)
- 委員長 意見ないですか。
なければ、閉会いたします。

平成 28 年 4 月 21 日 午後 6 時 54 分 委員長会議の閉会を宣告
